

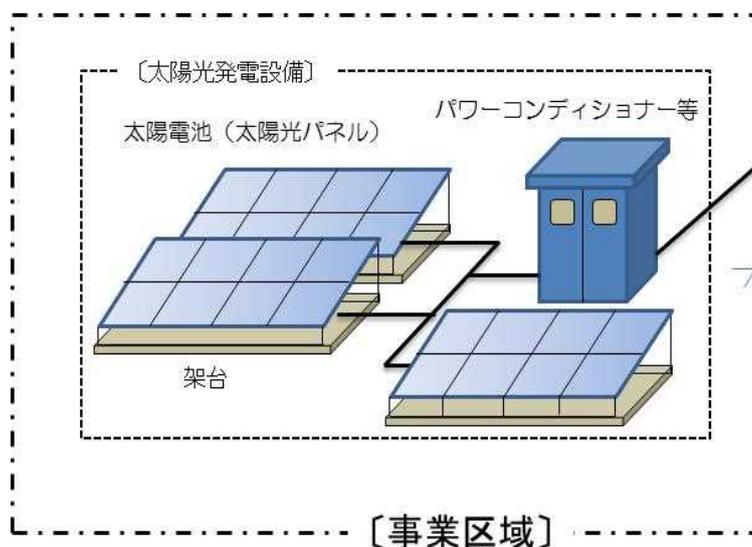
【和歌山県からのお知らせ】 太陽光発電設備の設置を予定している事業者の皆様へ

- 本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的とした「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」を制定しました。
(平成30年3月23日公布・一部施行、6月22日全面施行)

◆和歌山県内で太陽光発電事業を行う場合、次に該当するときは知事の認定を受ける必要があります

- ✓ 出力50kW以上の太陽光発電設備を設置し発電する事業
ただし建築物の屋上等に設置されるものを除きます

- あらかじめ県・市町村と協議を実施するとともに、事業計画の案について地元自治会に説明する必要があります



安全で、環境に配慮した太陽光発電の普及を目指します。



■相談窓口：和歌山県環境管理課（電話073-441-2688）

【条例制定の背景】

- 太陽光発電は、発電時に温室効果ガスを排出せず、豊富な日照時間など本県の持つ自然資源を活かせることなどから、本県ではその普及を促進しています。
- 一方、近年、山林や傾斜地を開発する太陽光発電の計画が増加しており、防災上の問題、環境面や景観面での悪影響について県民の不安が拡大している状況にあります。
- 太陽光発電については、規模や設置場所によって、環境影響評価条例や森林法等の適用を受けない場合があります。
- また、事前に地域住民等に説明が行われないうまま、事業が実施され、地域でトラブルが生じている事例もあります。
- こうしたことから、太陽光発電事業について、県民の理解と環境との調和を確保し、本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図るため、条例を制定することとしたものです。

【太陽光発電事業計画の認定基準】

- ①防災上の観点（土地造成）
- ②設備の安全（太陽光発電設備の設置）
- ③環境への影響（生活環境・自然環境）
- ④景観との調和（色彩、反射等）
- ⑤法令（関係法令の許可状況等）
- ⑥その他（行政計画との適合性）



- ◆ 「市町村長意見」「地域住民等意見」「事業者の見解」を踏まえ、事業計画の内容が認定基準に適合しているかどうかを判断します。また、必要に応じて、有識者からなる和歌山県太陽光発電事業調査審議会に意見を求めることがあります。

【注意事項】

✓ 勧告、命令及び公表

知事の認定を受けずに太陽光発電事業を実施している事業者に対しては、必要な手続きの実施を「勧告」します。なお、「勧告」に従わない場合、改めて必要な手続きの実施を「命令」し、それにも従わない場合は「氏名等を公表」します。

※その場合、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)第9条第4項の認定を受けている事業者については、その認定を取り消されることがあります。



【手順の主な流れ】

自治体との協議 [事業者→県、市町村] 【第4条】

関係自治会への説明 [事業者→地域住民] 【第5条】

事業計画の公表 [事業者] 【第6条】

認定申請 [事業者→県] 【第7条】

申請書の縦覧（1ヶ月） [県] 【第8条】

利害関係者(自治会、住民等)意見提出 [利害関係者→県] 【第10条】

関係市町村長からの意見聴取 [県→市町村長] 【第9条】

関係市町村長、利害関係者意見への見解書提出 [事業者→県] 【第10条】

知事が認定・不認定を決定

認定

不認定

「市町村長意見」「利害関係者意見」
「事業者の見解」を踏まえ、
認定基準に適合しているかどうかを判断
(必要に応じ有識者から意見聴取)

工事着手 [事業者→県に着手届提出] 【第13条】

事業計画の変更認定申請 [事業者→県] 【第18条】

軽微変更届 [事業者→県] 【第18条】

※発電・維持管理中も同様

発電・維持管理 [事業者] 【第15条】

事業廃止 [事業者→県に廃止に関する実施計画届出] 【第16条】

廃止措置実施 [事業者]

【問い合わせ先】

■ 条例に関する問い合わせ先

内容		相談窓口	電話番号
条例全般に関すること		環境管理課 企画指導班	073-441-2688
認定基準関係	環境影響調査に関すること	環境管理課 企画指導班	073-441-2688
	土地の造成に関すること (森林法関係)	各振興局農林水産振興部 林務課	-
	土地の造成に関すること (宅地造成等規制法関係)	各振興局建設部総務調整課 ※串本建設部の場合 総務用地課	-
	設備（架台等）に関すること	○和歌山市・海南市・紀美野町 (県庁) 建築住宅課建築審査班 ○上記市町以外の場合 各振興局建設部総務調整課 ※西牟婁振興局建設部の場合 建築課 ※串本建設部の場合 総務用地課	073-441-3185 -
	景観に関すること (景観法関係)	都市政策課 景観公園班	073-441-3228

■ 電気設備、FIT制度及びFIP制度に関する問い合わせ先（国）

内容	相談窓口	所在地	電話番号
太陽光発電設備（電気設備）に関すること	中部近畿産業保安監督部 近畿支部電力安全課	大阪府中央区 大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6047
固定価格買取制度及び供給促進交付金制度（FIT制度及びFIP制度）に関すること	近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課		06-6966-6043

■ 和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課

和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL : 073-441-2688 FAX:073-441-2689

mail : e0321001@pref.wakayama.lg.jp

